

佐賀県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第五号

佐賀県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年佐賀県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表のロの項中「教頭」を「副校長、教頭」に改める。

第二表中「教頭用」を「副校長・教頭用」と、「教頭として」を「副校長又は教頭として」に改める。

第三表から第七表までの規定中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

第八表中「（事務長）」を「（統括事務長・事務長）」、「事務長として」を「統括事務長又は事務長として」に改める。

第九表中「事務長」を「統括事務長又は事務長」に改める。

第十表中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

第十一表中「教頭」を「副校長又は教頭」と、「事務長」を「統括事務長又は事務長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。